

岩手県立杜陵高等学校
遠隔授業配信施設整備事業

要求水準書

令和 8 年 10 月

岩手県教育委員会事務局教育企画室

【目次】

第1 総則

1. 敷地条件
2. インフラ条件
3. 本施設の概要
4. 適用基準
5. 金額に関する条件

第2 設計業務に関する要求水準

1. 設計業務における基本的な考え方
 - (1) 建築計画の考え方
 - (2) 各室の役割
 - (3) その他
2. 事前調査
3. 業務内容

第3 建設工事に関する要求水準

1. 基本事項

第4 工事監理業務に関する要求水準

1. 対象業務
2. 業務内容

第5 その他

第1 総則

岩手県立杜陵高等学校遠隔授業配信施設整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本事業において、県が受注者の実施する業務に求める仕様及び性能等の水準を示したものである（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではないこと。）。

なお、この要求水準書は、岩手県立杜陵高等学校授業配信施設整備事業設計・施工者選定プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）その他県が本事業に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

1. 敷地条件

所在地	岩手県盛岡市上田二丁目3番1号
地目	学校用地
敷地面積	31,084.02 m ²
都市計画	都市計画区域内（非線引き）
用途地域	第一種住居地域
建蔽率	60%
容積率	200%
防火地域	指定なし
現況	計画地に既存建築物有り（要解体） ※既存建築物：給食棟（鉄骨造・平屋・延べ面積817.01 m ² ）
その他	屋根不燃区域、公共下水道処理区域

2. インフラ条件

上下水道、都市ガス、電気

3. 本施設の概要

(1) 構造及び面積

- ① 構造：木造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造
- ② 階数：2階建てを想定
- ③ 延べ面積：1,000 m²程度

(2) 諸室の構成（この内容は設計段階において適宜見直しを行う場合がある。）

1階	遠隔授業専用スタジオ：約42 m ² ×1室、職員室：約64 m ² ×1室、事務室：約15 m ² ×1室、学び支援アドバイザー室：約20 m ² ×1室、小教室：約60 m ² ×1室、相談室：約12 m ² ×2室、倉庫：約12 m ² ×1室
2階	遠隔授業専用スタジオ：約42 m ² ×1室、約35 m ² ×1室、約28 m ² ×8室、会議室：約77 m ² ×1室
共用部（適宜）	玄関、廊下、階段、トイレ（男女）、バリアフリートイレ、フリースペース、エレベーター（必要に応じて設置する）

4. 適用基準

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- (2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- (4) 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）（最新版）
- (5) 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（最新版）
- (6) 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（最新版）
- (7) 建築工事監理指針（最新版）
- (8) 電気設備工事監理指針（最新版）
- (9) 機械設備工事監理指針（最新版）
- (10) 公共建築工事積算基準（最新版）
- (11) 公共建築数量積算基準（最新版）
- (12) 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- (13) 文教施設地盤調査積算要領（最新版）
- (14) 文部科学省建築工事標準単価積算基準（最新版）
- (15) 文部科学省建築構造設計指針・同解説
- (16) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (17) 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
- (18) 高等学校施設整備指針（最新版）
- (19) 岩手県立学校施設整備指針（最新版）
- (20) その他関連基準

5. 金額に関する条件

本事業における契約額の合計は、委託費及び工事費のそれぞれについて、原則として下表(1)予算限度額に掲げる金額を上限とする。

ただし、工事費については、建設資材等の高騰その他の建設工事費の増加要因を踏まえ、建設面積の縮減調整を含め、予算上限額を変更することがある。

(1) 予算限度額

委託費・工事費	予算上限額（税込）
委託費（設計業務・工事監理業務（解体工事の設計業務・工事監理業務を含む）、地質調査業務）	7,726 万円
工事費（建築・電気設備・機械設備・解体工事）	5 億 4,690 万円
合 計	6 億 2,416 万円

(2) 他の事業費（本プロポーザル適用外。参考として明示する。）

項 目	事業費
遠隔授業設備	9,362 万円
各教室等設備	863 万円
教育情報ネットワーク整備（LAN）	1,000 万円
合 計	1 億 1,225 万円

第 2 設計業務に関する要求水準

1. 設計業務における基本的な考え方

(1) 建築計画の考え方

- ・施設の構造種別、規模（延べ面積）は、本プロポーザルにおける提案を踏まえ、設計において具体的に検討行う。
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく耐震安全性の分類については、構造体はⅡ類、建築非構造体はB類、建築設備は乙類以上の水準とする。
- ・基礎形式は、杭基礎（GL-20m）を想定する。なお、地質調査の結果、その想定を超える規模の特殊基礎工事が必要と認められる場合は、県と受注者との協議によりその増額分を工事費の上限金額に加算できるものとする。

① 配置計画

施設の配置計画に当たっては、施設機能や敷地条件等を踏まえた最適なゾーニング・動線計画とし、教育活動の効率性及び各諸室の機能連携に配慮した計画とする。

② 諸室計画

【遠隔授業専用スタジオ】

- ・利用人数は各室 1 人程度を想定。
- ・遮音性能は D-50 以上程度とする。
- ・2 室（約 42 m²×2）に給排水設備（流し台）、給湯設備（電気式）を設ける。
- ・屋外に面する窓には視線遮蔽のためのブラインド等を設置する。
- ・冷暖房設備（集中制御）を設ける。

【職員室】

- ・利用人数は 15 人程度を想定。
- ・壁面ホワイトボードを 2 面設ける。
- ・給排水設備（流し台）、給湯設備（電気式）を設ける。
- ・冷暖房設備（集中制御）を設ける。
- ・冷暖房設備の集中制御器を設ける。

【事務室】

- ・利用人数は 2 人程度を想定。
- ・壁面ホワイトボードを 1 面設ける。
- ・給排水設備（流し台）、給湯設備（電気式）を設ける。
- ・冷暖房設備（集中制御）を設ける。

【小教室】

- ・ 利用人数は 40 人程度を想定。
- ・ 壁面ホワイトボードを 2 面設ける。
- ・ 冷暖房設備（集中制御）を設ける。

【学び支援アドバイザー室】

- ・ 利用人数は 4 人程度を想定。
- ・ 壁面ホワイトボードを 1 面設ける。
- ・ 給排水設備（流し台）、給湯設備（電気式）を設ける。
- ・ 冷暖房設備（集中制御）を設ける。

【会議室】

- ・ 利用人数は 40 人程度を想定。
- ・ 壁面ホワイトボードを 2 面設ける。
- ・ 冷暖房設備（集中制御）を設ける。

【相談室】

- ・ 利用人数は各室 4 人程度を想定。
- ・ 冷暖房設備（集中制御）を設ける。

【玄関】

- ・ 既存校舎からの移動の利便性及び安全性に配慮するとともに、外部利用者の利用にも配慮したアクセスしやすい位置に設ける。

【トイレ】

- ・ 男女別のトイレを設けること。
- ・ トイレは、適切な便器数及び洗面設備を確保する。

【フリースペース】

- ・ 40 人程度の利用を想定した広さとする。
- ・ 給排水設備（流し台）を設ける。

【バリアフリースペース】

- ・ 車いす使用者用トイレを設けるほか、オストメイト用設備を有する対応トイレを設ける。

【エレベーター】

- ・ 9 人乗り（車椅子対応）1 基を必要に応じて設置する。

③ 仕上計画

【外部仕上げ】

- ・ 外観は、周辺景観との調和を図りつつ、遠隔教育等の先導的な取組を行う拠点として親しみやすく開放的な印象を与える計画とする。なお、汚れや経年劣化に配慮した色彩及び仕上材を採用し、良好な景観を長期的に維持できる計画とする。

【内部仕上】

- ・ 材質は、各室の用途や機能、利用形態等を踏まえ、隣接するヘリポート棟からの騒音をはじめとする外部騒音の影響低減に配慮するとともに、必要な遮音性能を確保するものとする。

- ・ 温かみと潤いのある学習・生活環境を確保する観点から、必要な箇所への効果的な木質化に努めること。木質化を図る箇所は、事業者の提案とする。
- ・ 各室の用途や利用目的等を考慮し、適切な採光を確保できるように窓の位置や面積、形状等を適切に計画する。庇の形状や窓ガラスの性能などにより、日照を調節することができるように配慮する。
- ・ 窓による自然換気を想定し、窓の位置や開閉方法に留意したうえで、有効な開口面積を確保する。
- ・ 窓ガラスは、破損しにくく、破損した場合も事故につながりにくい性能を備えるとともに、清掃の容易性に配慮する。
- ・ 出入口は、十分な幅を確保し、扉は操作の容易性や安全性を考慮して設置する。

④ サイン計画

- ・ 玄関には、施設名のサイン及び案内図を設置する。
- ・ 各種サインは、ユニバーサルデザインを採用する。
- ・ 室名を表記するサインは、全室に設置する。各サインは、視認性や安全性に配慮した場所に設置する。

⑤ 環境計画

- ・ 自然エネルギーの活用(自然採光、自然換気等)や省エネルギー・省資源の推進(断熱化、日除け、省エネルギー設備の導入、リサイクル建材の利用、廃棄物の発生抑制等を考慮し、施設整備段階だけでなく、運営・維持管理面や教育面も含めて環境に配慮した施設を計画する。
- ・ ZEB Ready 相当以上とする。

⑥ 維持管理計画

- ・ シンプルな形状とし、清掃や補修等の維持管理に係る容易性、効率性に配慮するとともに、将来の大規模修繕・更新の容易性なども見据えて、ライフサイクルコストの縮減に寄与する持続可能な施設計画とする。

(2) 各室の役割

室名	部屋の役割
遠隔授業専用スタジオ	遠隔授業の配信を行う部屋
職員室	教職員の執務を行う部屋
事務室	教職員の執務を行う部屋
小教室	個別学習のほか、遠隔授業の受信ができる部屋
学びの支援アドバイザー室	外部講師が執務を行う部屋
会議室	職員・関係者との会議等を行う部屋
相談室	生徒の個別相談を行う部屋
フリースペース	多様なニーズを有する生徒が安心して利用でき、また、気持ちの整理や心身のリフレッシュを図ることができるスペース
倉庫	物品等を保管する部屋

(3) その他

【既存建築物】

- ・ 計画地の既存建築物について解体を行う。

【地盤の状況】

- ・ 敷地の地質構成及び土質強度を的確に把握し、施設の基礎構造設計を適切に行うため、次の調査等を実施すること。

ア ボーリング調査

機械ボーリング径 66Φ、調査箇所 2 箇所 (L=20m)

イ 標準貫入試験

N 値 60 以上の支持層を確認すること。

ウ 解析等

(※詳細は、「地質調査業務委託特記仕様書 (建築)」等を参照)

【室内空気中の化学物質の濃度等】

- ・ 施設の室内空気質は、文部科学省が公表している濃度指針値以下とする。また、測定は工事完了後、次の方法により実施する。

ア 測定物質

- (ア) ホルムアルデヒド
- (イ) トルエン
- (ウ) キシレン
- (エ) バラジクロロベンゼン
- (オ) エチルベンゼン
- (カ) スチレン

イ 測定対象室

4 室程度

ウ 採取条件

文部科学省告示第 35 号 学校環境衛生基準 第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準に定める採取条件による。

エ 測定方法

文部科学省告示第 35 号 学校環境衛生基準 第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準に定める方法による。

2. 事前調査

- (1) 事業者は、事業用地の現況を十分に確認したうえで、本施設の整備に関して必要となる各種事前調査(測量、地盤調査、電波障害調査等)について、関係法令等に基づき自らの責任において適切な時期に実施する。
- (2) 本施設の建設に伴う近隣住民等に及ぼす影響を十分に検討し、課題や問題の発生が想定される場合は、県と協議のうえで適切な対策を講じる。

3. 業務内容

- (1) 業務は、「建築設計業務委託特記仕様書」及び「建築設計業務委託共通仕様書」等に従い実施すること。

- (2) 受注者は、発注者である県と緊密に連携し、業務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 受注者は、業務に必要な調査を実施し、関係法令のほか、実施要項、要求水準書及びプロポーザルにおける提案内容等に基づき設計を行うこと。

第3 建設工事に関する要求水準

1. 基本事項

- (1) 受注者は、関係法令、基準及び設計図書等に基づき適切に施工管理を行い、良好な施工品質を確保するとともに、協定書及び契約書に定める期間内に施設を完成させること。
- (2) 施工に当たっては、構内及び周辺地域における安全確保や環境保全に十分配慮すること。
- (3) 施工に当たっては、公的機関等（道路等管理者、警察、消防、水道、電気、ガス及び電話等）及び地元関係者等（自治会等）と十分に協議及び調整を行うこと。また、隣接するヘリポート棟（ドクターヘリ専用）について、解体工事、建設工事時ともにヘリポート機能（動線）に影響が生じないように、関係機関（岩手県立中央病院等）と十分に協議及び調整を行うこと。
- (4) 工事に伴い、周辺家屋等に電波障害が発生するおそれがある場合、又は毀損等を及ぼすおそれがある場合は、事前に調査を行い、必要な時期に適切にその対策を実施すること。
- (5) 受注者は、工事監理者が工事監理を行う上で必要な協力を行うこと。
- (6) その他本要求水準書に記載のない事項は、県営建設工事の例による。（※ 詳細は、「特記仕様書」及び「施工条件明示（特記仕様書）」等を参照）

第4 工事監理業務に関する要求水準

1. 対象業務

工事監理業務の対象は、本施設の建設工事とする。

2. 業務内容

- (1) 業務は、「建築工事監理業務特記仕様書」及び「建築工事監理業務委託共通仕様書」等に従い実施すること。
- (2) 受注者は、発注者である県と緊密に連携し、業務の円滑な遂行に努めること。

第5 その他

- 1. 受注者は、必要に応じて次の支援業務を行うこと。
県が国の会計実地検査を受検する場合に、資料作成及び検査立会等を行う。